

介護納付金算定に関する事務誤り事案に関する対応状況調査結果

社会保障審議会
介護保険部会（第82回）

参考資料4

令和元年9月27日

○ 健保組合等(1,477保険者)に対し、①予備費や準備金の活用、②納付猶予の活用、③①②を組み合わせる方法のいずれの対応をしたか等についてメールによるアンケート調査を実施。調査時期：2019年7月26日～8月9日。回答1,405保険者(回答率 95.1%)

○ 本事案により本年度予算額に不足が生じたのは959保険者(回答保険者全体の68.3%)

・うち、予備費と準備金のみの活用：848保険者(回答保険者全体の60.4%)

・うち、納付猶予を活用するのは、63保険者(回答保険者全体の4.5%) (※)

※第2号被保険者数は合計約64万人(第2号被保険者全体の約1.5%)。納付猶予の承認がされた48保険者の一人当たり不足額の平均は月額約60円であった(事業主負担を除き、加入者割部分のみとした場合)。

対応方法	保険者数	回答保険者に対する割合	不足が生じた保険者に対する割合	
①予備費のみの活用	406	28.9%	42.3%	
②準備金のみの活用	301	21.4%	31.4%	
③納付猶予のみの活用	44	3.1%	4.6%	
④予備費+準備金	141	10.0%	14.7%	
⑤予備費+納付猶予	9	0.6%	0.9%	
⑥準備金+納付猶予	5	0.4%	0.5%	
⑦予備費+準備金+納付猶予	5	0.4%	0.5%	
⑧対応方針未定	36	2.6%	3.8%	
⑨対応方法に関する回答なし	12	0.9%	1.3%	
合計	959	68.3%	100%	
再掲	予備費と準備金のみの活用(①+②+④)	848	60.4%	88.4%
	納付猶予を活用(③+⑤+⑥+⑦)	63	4.5%	6.6%

※⑧の対応方針決定時期は、8月：2保険者、10月：2保険者、11月：2保険者、12月：5保険者、1月：3保険者、2月：19保険者、3月：2保険者

※共済組合における積立金は準備金として計上